

行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 月 6 月 24 日

行方市長

鈴木 同也

行方市条例第 22 号

行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年行方市
条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表投票管理者の項中「12,800」を「14,500」に改め、同表期日前投票所投票管理者の
項中「11,300」を「12,800」に改め、同表投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」
に、「5,500 円」を「6,200 円」に改め、同表期日前投票所投票立会人の項中「9,600 円」
を「10,900 円」に、「4,800 円」を「5,500 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800
円」を「12,200 円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改め、
同表選挙長の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900 円」
を「10,100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。